

令和3年2月4日 第11回林務部改革推進委員会【資料4】

大北森林組合に対する 県の指導・支援について

長野県林務部

大北森林組合等の補助金返還及び損害賠償請求の状況

- 不適正受給のうち時効等により返還請求できないものを除く全てについて返還請求中。
- 事業者からの返還については、大北森林組合、元専務及びひふみ林業（有）を除く全ての事業者で完了。
- 大北森林組合からは、平成29年1月に組合が策定した補助金等返還計画どおり返還中。

(単位：円)

事業者	不適正 受給額 [注1、注2] (①)	請求の状況[注3]			納入済額 [注6] (⑤)	残 額 (⑥=④-⑤)
		補助金返還 請求額 [注4] (②)	損害賠償 請求額 [注5] (③)	請求額合計 (④=②+③)		
大北森林組合	1,452,192,499	915,231,738	28,335,548	943,567,286	17,005,000	926,562,286
（うち直接補助分）	1,415,539,700	879,883,600	28,335,548	908,219,148	11,440,000	896,779,148
元専務 （全額直接補助分）	-	-	129,844,608	129,844,608	0	129,844,608
ひふみ林業(有)	65,732,286	15,052,586	17,091,567	32,144,153	481,486	31,662,667
（うち直接補助分）	65,700,800	15,021,100	17,091,567	32,112,667	450,000	31,662,667
県職員 （全額直接補助分）	-	-	4,505,077	4,505,077	4,505,077	0
その他	74,635,915	34,885,970	-	34,885,970	34,885,970	0
（うち直接補助分）	68,619,950	30,751,850	-	30,751,850	30,751,850	0
合計	1,592,560,700	965,170,294	179,776,800	1,144,947,094	56,877,533	1,088,069,561
（うち直接補助分）	1,549,860,450	925,656,550	179,776,800	1,105,433,350	47,146,927	1,058,286,423

注1 不適正受給額には県の指導監督費8,216千円及び国からの加算金353,045千円を含まない。

注2 市町村を通じた間接補助については県まで返還された額とし、最終受領者に計上。金額は県の支出額(国庫補助額及び県費相当額)

注3 請求金額には、相手方に対する加算金、延滞金及び遅延損害金を含まない。

注4 補助金返還請求は不適正受給額のうち、時効等により請求できないものを除き実施

注5 損害賠償金は、令和2年11月 日に調停の成立により確定した金額

注6 納入済額は、令和3年1月20日現在

大北森林組合の事業経営計画等の取組状況

- 県は、平成29年3月、組合が策定した事業経営計画及び返還期間を33年とした補助金等返還計画をおおむね妥当と判断し、補助金返還債務に係る履行期限を令和3年7月末まで延長。
- 組合の事業経営計画の着実な取組や補助金返還の履行について、県は、理事会へのオブザーバー参加など、毎月、モニタリングを行うとともに、毎年6月末と12月末までに進捗状況の報告を求める等、厳格に進捗管理、指導。

項目	指導に対する主な取組状況
1 補助金不適正受給期間中の役員の責任の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合は元専務理事が29年12月、約2億1,500万円の損害賠償請求全額を認めたこと等により、訴訟上の和解をし、今後、賠償金の回収に努めることとしている。 ・ 元組合長とは、損害賠償として、過去に報酬を返還・辞退した額と合わせて6年分の報酬額を超える金額の支払いと所有山林を代物弁済し和解した。 ・ 元非常勤役員(25人)には、理事4年分・監事2年分の報酬の返納を求め、返納者にはこれ以上の責任を求めないことを30年5月の総代会で議決済み。(返納済12人) ・ 返還に応じない元役員へ、善管注意義務違反相当との認識により弁護士からの請求を行う。
2 徹底した管理費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤役員報酬の不支給（平成26年度～30年度） ・ 職員賞与の不支給（平成27年度～令和元年度）
3 増資等による経営基盤の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30年2月末までに役員が率先して100万円を超える増資を行った。 ・ 組合員への一人1万円を目標とする増資計画を30年5月の通常総代会で説明。 ・ 引き続き、増資のための環境、機運づくりのための検討を行う。
4 再発防止策の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士の立合いと助言のもと、半期に1回監査を実施。 ・ 役員が、地域振興局主催の実務者研修会等に参加するとともに、事業進捗状況を理事会で説明するなど、理事会の体制を強化 ・ 専務理事ほか事業担当職員全員が集まり、森林整備事業の進捗状況等の業務の執行状況を点検（毎月1回）
5 補助金等返還状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度分についても、補助金等返還計画どおり970万円を返還見込み

大北森林組合の令和2年度事業実施状況（見込み）

- 森林整備については、請負は概ね計画通り実施できているが、森林所有者の取りまとめ等手間のかかる受託事業の実行が進まず計画量を下回る見込み。また、それに伴い、素材の受託販売も計画量を下回る見込み。
- 一方、支障木伐採、並びに河川内立木伐採等の森林土木事業や松くい虫被害木処理等の利用事業を積極的に受注し、収益の向上に寄与している。

事業区分		年間計画	実施状況	実施率 (%)	現状と課題	
販売部門	素材の受託販売	3,340 m ³	360 m ³	10.8	受託事業の減少により計画量未達成	
	きのこ原木販売	20 m ³	18 m ³	90.0	概ね計画量を達成	
	薪販売	2,500 束	2,290 束	91.6	概ね計画量を達成	
	支障木整理の実施	95 件	122 件	128.4	計画比1.3倍達成	
加工部門	製材加工	530 m ³	360 m ³	67.9	チップ販売は順調だが、受託加工は低迷	
森林整備部門	森林整備	受託、請負	236 ha	182 ha	77.1	請負は概ね順調に推移したが、受託事業は計画を下回る。
	利 用	土木・造園	65,400 千円	51,948 千円	79.4	契約は計画並みだが、一部繰越（3月完了予定）のため計画量未達成
		松くい虫被害木処理	1,100 m ³	1,315 m ³	119.5	計画比1.2倍達成
	購 買	苗木、種駒等の販売	14,500 千円	14,343 千円	98.9	概ね計画量を達成
	金 融	改善資金の貸付事務	2 件	1 件	50.0	
森林経営部門	所有林からの素材販売（薪原木）	150 t	151 t	100.7	計画量を達成	

大北森林組合の長期事業計画

- 大北森林組合では、集中改革期間中に赤字から脱却し、経営の健全化を図ることとしている。
- 令和2年度は、事業の積極的な受注に取り組んだ結果、現時点では、年度計画並みの事業利益の黒字を達成する見込み。

区分		集中改革期間					(単位：千円)		
		2016 (平成28年)	2017 (平成29年)	2018 (平成30年)	2019 (平成31年)	2020 (令和2年)	2021~25 (令和3~7年)	2026~30 (令和8~12年)	2031~35 (令和13~17年)
事業利益	計画	△ 60,400	2,290	5,050	10,450	14,890	24,430	33,705	40,269
	実績	△ 62,148	△ 28,167	△ 13,665	16,188				
税引前当期純利益	計画	△ 21,130	△ 960	1,800	4,000	6,540	3,600	3,600	3,659
	実績	△ 187,577	△ 27,217	10,422	13,369				
※1 【参考】 補助金等 返還額	計画	3,655	6,700	4,600	7,800	9,700	18,300	25,920	36,100
	実績	3,655	6,700	※2 9,100	7,800				

※1：補助金等返還額は、県・市町村・金融機関に対するもの

※2：計画に加え、元組合長からの賠償金の一部を金融機関へ繰上償還

大北森林組合の再生に向けた県の指導・支援について

集中改革期間（H28～R2）においては、県庁・北アルプス地域振興局・県森林組合連合会が連携し、組合の経営の建直し、健全化に向け指導・支援に取り組み、令和元年から2年連続の事業収益の黒字化（見込み）となるまで回復した。

次期計画期間（R3～R7）はさらに安定的な事業利益の拡大がされるよう、集中改革期間での目標を大きく下回った森林整備事業地の確保・事業実施及びこれに携わる職員の育成支援を中心に関係機関との連携を図りながら実施していく。

集中改革期間	成果	<ul style="list-style-type: none"> ○森林経営計画等の作成・・・・・・・・・・4団地作成（5団地作成準備中） ○森林整備受託事業の実施・・・・・・・・・・受託事業取扱高 約9倍（H28:実施無し H29:2,578千円 ⇒R2:23,618千円） ○事業の効率化・・・・・・・・・・ICT技術の活用（木材検収システム・オルソ化画像） ○人材の紹介・・・・・・・・・・紹介2名（内1名はR3年度より正職員） ○人材の育成・・・・・・・・・・森林施業プランナー1名（R2年度2次試験） ○事業の進捗管理等・・・・・・・・・・H31年度より定期的な工程・進捗会議を実施、遅延事業への対応 																																								
	今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ◎経営の安定化 <ul style="list-style-type: none"> ○さらなる森林経営計画作成推進による、中・長期的な森林整備事業の安定確保 ○森林整備事業の計画・提案・実行・管理ができる職員の育成(増員) ○事業の効率化、ICT技術の活用 ○新たな事業展開 																																								
次期計画期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林経営計画等作成</td> <td>3団地</td> <td>1団地</td> <td>1団地</td> <td>2団地</td> <td>2団地</td> <td>地域振興局林務課</td> </tr> <tr> <td>新たな人材育成</td> <td>2名</td> <td>→</td> <td>1名</td> <td>→</td> <td></td> <td>信州の木活用課 地域振興局林務課</td> </tr> <tr> <td>事業の効率化 (IoT・ICT技術)</td> <td>QGIS 日報管理S</td> <td>ドローン導入</td> <td>→</td> <td>システム構築</td> <td>→</td> <td>全職員活用 信州の木活用課 地域振興局林務課</td> </tr> <tr> <td>新たな事業</td> <td>設備導入 (木材破砕機)</td> <td>本格稼働</td> <td>供給先拡大</td> <td>→</td> <td></td> <td>地域振興局林務課</td> </tr> </tbody> </table>								R3	R4	R5	R6	R7	担当	森林経営計画等作成	3団地	1団地	1団地	2団地	2団地	地域振興局林務課	新たな人材育成	2名	→	1名	→		信州の木活用課 地域振興局林務課	事業の効率化 (IoT・ICT技術)	QGIS 日報管理S	ドローン導入	→	システム構築	→	全職員活用 信州の木活用課 地域振興局林務課	新たな事業	設備導入 (木材破砕機)	本格稼働	供給先拡大	→		地域振興局林務課
		R3	R4	R5	R6	R7	担当																																			
	森林経営計画等作成	3団地	1団地	1団地	2団地	2団地	地域振興局林務課																																			
	新たな人材育成	2名	→	1名	→		信州の木活用課 地域振興局林務課																																			
	事業の効率化 (IoT・ICT技術)	QGIS 日報管理S	ドローン導入	→	システム構築	→	全職員活用 信州の木活用課 地域振興局林務課																																			
新たな事業	設備導入 (木材破砕機)	本格稼働	供給先拡大	→		地域振興局林務課																																				
進捗管理	1ヶ月に1回、林務部幹部会議において進捗状況等を確認。 遅延等が発生している場合は原因を検証し、効果的な指導・支援を実行。																																									

(参考) 大北森林組合補助金不適正受給事案に係る事業主体等に対する請求の状況について

- 検証報告後の県の調査や国との事案の精査の結果、不適正に受給された補助金(※)は約16億1百万円。
- これまで大北森林組合等に対し法的に最大限可能な約9億65百万円を返還請求。
- 国庫返還を行ったものの、組合等へ返還請求できていないもの、加算金については、大北森林組合等に対する損害賠償請求を行うとともに、「しごと改革」による経費節減により対応。
- 大北森林組合、元専務及びひふみ林業を除き、納入済み。

※県の受給した指導監督費を含む

【組合等への返還請求等の状況】

国・県ともに時効完成（415百万円）

県として時効が完成しているため、補助金返還請求できない。

国の時効未完成（県完成）（174百万円）

県として時効が完成しているため、補助金返還請求できない。

国・県ともに時効未完成（965百万円）

組合等へ補助金返還請求済

不用萌芽除去・指導監督費（46百万円）

県の誤った指導に基づくもの（不用萌芽除去）、県を行う指導監督への補助（指導監督費）であり、補助金返還請求できない。

加算金（353百万円）

県の指導監督の不備により課されたものであり、組合等へ返還請求できない。

【国費・県費の内訳】

県費
148百万円
時効完成

国費
267百万円
時効完成

県費
48百万円
時効完成

国費
126百万円
国庫返還

損害賠償
請求済②

県費
340百万円
時効未完成

国費
625百万円
国庫返還

補助金返還請求済 ①

県費
10百万円

国費
36百万円
国庫返還 ③

国費353百万円
国庫納付 ③

損害賠償請求済 ②

国庫返還額等11億40百万円
(網掛け部分)

【対応の状況】

(千円以下の端数切捨て。端数処理のため集計が異なる場合がある。)

補助金返還請求及び損害賠償請求

(間接補助については、最終受領者に計上)

(単位:万円、万円以下切捨て)

	補助金 返還請求 ①	損害賠償 請求 ②	請求額 合計 ①+②	納入額	残額
大北森林組合	9億1,523万円	2,833万円	9億4,356万円	1,700万円	9億2,656万円
元専務理事	—	1億2,984万円	1億2,984万円	なし	1億2,984万円
ひふみ林業	1,505万円	1,709万円	3,214万円	48万円	3,166万円
県職員	—	450万円	450万円	450万円	なし
その他	3,488万円	—	3,488万円	3,488万円	なし
計	9億6,517万円	1億7,977万円	11億4,494万円	5,687万円	10億880万円

しごと改革等

③

・H29までに懲戒処分による給与削減や事務経費の削減により対応 4,667万円

懲戒処分による給与削減	金額
28年度	963万円
29年度	1,904万円

・H30までに「しごと改革」の断行による人件費の削減で対応

4億8,876万円

28年度	9,080万円
29年度	1億8,823万円
30年度	2億0,973万円

事業費 約16億1百万円